

市県民税（国民健康保険税）

平成29年度 申告相談

お問い合わせ先

- ・ 税務課
Tel. 23 - 0115
- ・ 須木庁舎住民生活課
Tel. 48 - 3132
- ・ 野尻庁舎住民生活課
Tel. 44 - 1100

市県民税・国民健康保険税の

▶ 申告は3月15日（水曜）まで

今年も申告の時期になりました。この申告は平成29年度市県民税の課税資料及び国民健康保険税の資料となります。申告が必要な人は各申告会場で申告ください。税務署で申告する人は、市県民税の申告は必要ありません。なお、申告期間中は、担当職員が各会場に向いて不在となるので、本庁での申告受付はできません。必ず各申告会場で申告してください（申告日程は2、3ページ）。市県民税は、年金の通知書などには個人住民税と記載されているものもありますのでご注意ください。

確定申告書（市県民税申告書）には、今年度から個人番号の記載が必要になります。

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、平成29年度の申告相談から個人番号の記載が必要となります。なお、個人番号を記載した確定申告書を提出する場合は、申告される本人の「番号確認」書類の写しの添付が必要になりますので、個人番号カード又は通知カードなど必ずそのカード等の写しを持参ください。さらに、個人

番号カードを持参されない場合は、身元確認のため、免許証、身体障害者手帳、パスポートなどが必要になります。写しも必ず持参ください。さらに、代理人が申告する場合は、代理人の身元確認を行いますので、必要書類（運転免許証など）については、税務課まで問い合わせください。

申告が必要な人で申告していない場合

次の証明書の交付や各種申請手続きなどができない恐れがありますのでご注意ください。

- ▼ 所得証明書及び課税証明書
- ▼ 市営住宅及び県営住宅の申請
- ▼ 児童手当申請
- ▼ 幼稚園及び保育園の入園申請

▼ 医療費などの給付
申告の対象者
平成29年1月1日時点で市内に住所があり、次のいずれかに該当する人が対象です。

- ◆ 平成28年中に次のような所得がある人
 - ・ 営業所得（自営業、外交員、大工職、左官職、ホステス職など）
 - ・ 農業所得
 - ・ 不動産所得（貸地、貸家など）

- ・ 雑所得（年金（個人年金、遺族年金、障害年金を含む）原稿料など）
- ・ 一時所得（生命保険の満期返戻金など）
- ・ 土地、建物等の売却による譲渡所得
- ・ シルバー人材センターからの配分金

※ 農業、営業、不動産といった事業所得がある人は、必ず事前に収入と経費の計算をして収支内訳書などを作成してから申告会場にお越しください。計算をしていない場合は、計算後に受け付けしますので、順番が前後する場合があります。

※ 一時所得やシルバー人材センターからの配分金について申告される人は支払証明書を持参ください

※ 譲渡所得がある場合、内容によっては税務署で申告の必要があります

◆ 給与所得者で次のいずれかに該当する人
勤務先で年末調整がなされていない

・ 年末調整に含まれない扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除などを受ける

◆ 平成28年中に次のいずれかに該当する人
生活保護、遺族年金、障害年金、児童扶養手当、傷病手当、雇用保険など（非課税となる収入です。）を受給

・ 不動産や年金など給与以外の所得があった（給与所得以外の所得が20万円以下で確定申告が不要な人も市県民税の申告は必要）

◆ 公的年金の受給者で次のいずれかに該当する人
不動産や給与など公的年金以外の所得があった

・ 扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除を受ける

・ 所得税が源泉徴収されている年金があり、控除適用による還付が発生する

※ 公的年金の収入金額の合計額が400万円以下で、他の所得が20万円以下の人は所得税の申告（確定申告）は不要となりましたが、所得税の還付を受けるための還付申告については提出することができません。また、この条件で申告不要の人でも扶養控除などの控除を受ける人は市県民税の申告が必要で

◆ 平成28年中に次のいずれかに該当する人
生活保護、遺族年金、障害年金、児童扶養手当、傷病手当、雇用保険など（非課税となる収入です。）を受給

◆ 平成28年中に次のいずれかに該当する人
生活保護、遺族年金、障害年金、児童扶養手当、傷病手当、雇用保険など（非課税となる収入です。）を受給

野尻地区 (受付時間)	
午前： 9時～12時 午後：13時～16時	
対象地区	会場
—	—
—	—
野尻1区	やすらぎ荘
野尻2区	
野尻1区・2区	
—	—
野尻5区	いきいき コミュニティセンター
野尻6区	
野尻5区・6区	
—	—
野尻3区	野尻庁舎
野尻4区	
野尻3区・4区	
全地区	野尻庁舎
全地区	
全地区	
全地区	
全地区	
全地区	
全地区	
全地区	
全地区	
全地区	

※市外の住所がある家族の被扶養となつている(例:市外に単身赴任中の夫の扶養になつているなど)

◆申告の際に必要なもの

- ・申告者全員に共通するもの
- ・個人番号カードまたは個人番号通知カード(それぞれ持参したカードの写しが必要です)
- ・印鑑(シヤチハタなどのスタンプ印不可)
- ・社会保険料控除証明書、国民年金保険料控除証明書
- ・平成28年中に支払った健康保険税(料)、生命保険料、損害保険料、地震保険料などの支払証明書

※市の申告会場で申告する人

は、ほけん課発行の「国民健康保険税」などの支払証明書は必要ありません

※平成28年中に転入した人で前住地にて「国民健康保険税(料)」の支払いをしている場合は、前住地発行の証明書が必要です

◆各対象者のみ持参するもの

- ・一時所得(生命保険の満期返戻金など)がある人
- ・支払金額及び払込保険料額がわかるもの(支払元から送付される明細書など)
- ・給与、年金がある人
- ・源泉徴収票または給与支払証明書
- ・障がい者控除を受ける人
- ・障がい者手帳など
- ・医療費控除を受ける人

医療費支払領収書など(原本は税務署へ提出となります)ので、高額医療費申請に使用される領収書はコピーをお取りください、医療費を補てんする保険金などの支払金額がわかるもの

※医療費控除を受ける人は、医療を受けた人、支払先ごとに集計して事前に合計金額を計算してください

・寄附金税額控除を受ける人

寄附先から交付される証明書や寄附の領収書など

・農業、営業、不動産等の申告をされる人

平成28年中の収入・支出の分かる諸帳簿、収支内訳書、領収書など

※農業、営業の所得申告者は、

収入金額及び必要経費のわかるもの(領収書は、費目ごとに分けてください)を計算して収支内訳書を作成のうえ持参ください

※牛の出荷をした人は、売却証明書が必要です

※農業所得のある人で、減価償却資産の事前調査を12月に郵送しています。まだ、各庁舎へ未提出の人は、申告相談が迅速・的確に実施できるための調査票となっていますので、提出をお願いします

・所得税還付のある人

通帳(申告者ご本人名義)

お住まいの地区の申告会場で申告できない場合

お住まいの地区の申告会場

で申告できなかった人は、次の会場でも申告を受け付けています(各地区とも土日を除く)。

◆小林地区

3月1日～3月15日の間に中央公民館

◆須木地区

3月9日～3月15日の間に須木庁舎

◆野尻地区

3月3日～3月15日の間に野尻庁舎

※3月15日は最終日のため混雑が予想されます。早めの申告をお願いします

※市の申告会場で申告する人は、会場で申告書を作成しますので、用紙を準備する必要があります

◆申告書の配布場所

税務課、須木庁舎住民生活課、野尻庁舎住民生活課、紙屋出張所、西小林出張所

※確定申告書が必要な場合、小林税務署で用紙を配布していますので問い合わせください

●問

小林税務署

TEL 23・3126

税務課

TEL 23・0115

■ 平成28年度申告相談日程 市県民税（国民健康保険税）

月日（曜日）	小林地区 （受付時間） 午前：9時～11時 午後：13時～15時 ※中央公民館の駐車場は8時から利用できます。		須木地区 （受付時間） 午前：9時～12時 （内山地区のみ9時30分～） 午後：13時～16時	
	対象地区	会場	対象地区	会場
2月14日（火）	細野1区	南部いろり村	—	—
2月15日（水）	細野2区		—	—
2月16日（木）	細野3区		—	—
2月17日（金）	西堤・北堤・南堤区（木場）	農村環境改善センター	内山	内山地域福祉センター
2月20日（月）	水流迫区・南堤区（木場以外）		—	—
2月21日（火）	北西2区	東方研修館	奈佐木	須木庁舎
2月22日（水）	東方2区		奈佐木	
2月23日（木）	東方1区		—	—
2月24日（金）	北西1区・北西3区	西ノ原農村集会所	麓	須木庁舎
2月27日（月）	南西2区・南西4区		永田	
2月28日（火）	南西1の西区・南西3区		永田	
3月1日（水）	真方1区	中央公民館（会議室）	—	—
3月2日（木）	真方2区		原	須木庁舎
3月3日（金）	真方3区・坂元区		中河間	
3月6日（月）	南真方東区・南真方西区 南真方区		夏木・堂屋敷	
3月7日（火）	上町の全区・永田町区		上九瀬	
3月8日（水）	上町の全区・永田町区		下九瀬	
3月9日（木）	通り町区・種子田区		全地区	
3月10日（金）	後川内区・南西1の東区		全地区	
3月13日（月）	西町の全区・緑町区		全地区	
3月14日（火）	南島田区・本町区・仲町区		全地区	
3月15日（水）	新生町区	全地区		

税

平成29年1月1日現在
固定資産税償却資産
の申告について

地方税法341条第4号の規定による償却資産を所有する事業者は、申告する義務があります。法人・個人は問いません。

地方税法341条第4号に規定する償却資産とは

- ① 土地・家屋を除く事業用の資産（機械類や建築物など）
 - ② 法人税法、または所得税法の規定で減価償却額（費）として申告する資産のうち次にあげる以外のもの
- ・ 取得価格が少額な資産
 - ・ その他政令で定める資産

◆ 申告方法

申告書を、税務課窓口または郵送、エルタックスにて提出ください。

◆ 申告締切

1月31日（火曜）必着

● 問

税務課

TEL 23・0115

◆表1 設置者及び発電規模別課税区分

設置者	10キロワット以上の太陽光発電設備	10キロワット未満の太陽光発電設備
個人（住宅用）	経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備は課税対象となります。	事業用資産とはならないため、償却資産としては課税対象外となります。
個人（事業用）	事業の用に供している資産については、発電出力量や全量売電か余剰売電かに関わらず、償却資産として課税対象となります。	
法人	事業の用に供している資産ですので、個人（事業用）と同じ取扱いです。	

太陽光発電設備などの課税について

売電することを目的に家屋の屋根や土地に設置した太陽光発電設備（再生可能エネルギー発電設備）などは、固定

資産税（償却資産）の課税対象となる場合があります。この場合、所定の様式で税務課へ申告が必要になります。申告用紙は税務課にあります。
◆表2について
【家屋】家屋として評価対象

となるので、償却資産としての申告は不要です。
【償却】償却資産に該当します。償却資産としての申告が必要ですが、
※設置方法によっては必ずしも表2のとおりでない場合があります

◆表2 発電に係る設備の部分別評価区分

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備					
	パネル	架台	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力量計など
家屋に一体の建材（屋根材など）として設置	家屋	—	償却	償却	償却	償却
架台に乗せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所（地上や家屋の要件を満たしていない構築物など）に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却

※経済産業省の認定を受けている設備は、固定資産税の軽減（課税標準額の3分の2）が受けられる場合があります
※詳しくは、税務課まで問い合わせください
◆申告方法
申告書を、税務課窓口、または郵送、エルタックスにて提出ください。
◆申告締切
1月31日（火曜）必着
●問
税務課
Tel 23・0115

募集

宮崎ねりんピック 2016出場選手

◆対象者
県内在住の60歳以上（昭和33年4月1日以前生まれ）の人

◆申込期間

2月1日（水曜）～28日（火曜）

◆開催日 5月21日（日曜）

※ミニテニスは22日（月曜）、ゴルフは23日（日曜）開催

※屋外競技は、21日が荒天の場合、22日に実施します

◆競技種目
▼スポーツ種目（25種目）
ラージボール卓球、テニス、ソフトテニス、ソフトボール、ゲートボール、ペタンク、ターゲット・バードゴルフ、グラウンド・ゴルフ、パウンドテニス、ミニバレーボール、ソフトバレーボール、ミニテニス、弓道、剣道、なぎなた、武術太極拳、四半的弓道、ボウリング、ゴルフ、サッカー、ラグビーフットボール、パークゴルフ、水泳、卓球バレー、ダンススポーツ

▼文化種目（3種目）
囲碁、将棋、健康マージャン

※参加申込書や競技内容、競技会場などは問い合わせください。参加申込多数の場合は抽選となります

●申・問

・長寿介護課

Tel 23・1140

・須木庁舎住民生活課

Tel 48・3132

・野尻庁舎住民生活課

Tel 44・1100

・宮崎県社会福祉協議会

長寿社会推進センター

Tel 0985・31・9630

パブリックコメント

小林市人権教育・啓発推進方針(案)

市の人権教育・啓発の取り組みを総合的かつ効果的に推進するため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、今年度中に「小林市人権教育・啓発推進方針」を策定します。この方針(案)について意見を募集します。

◆募集期間

1月16日(月曜)～2月16日(木曜)

◆意見応募方法

所定の意見等提出書に必要事項を記入し、直接持参、郵便、ファックス、電子メールで応募ください。

◆閲覧場所

市ホームページ、情報公開室(本庁総務課内)、市民課(本庁1階)、中央公民館、須木庁舎住民生活課、野尻庁舎地域振興課、西小林出張所、紙屋出張所

●問

市民課
Tel 23・1141

講座・催し

ジオサイト探訪と「ふくれ菓子づくり」体験ツアー

小林市、高原町地域の地層湧水、神社の探訪や地層をイメージした「ふくれ菓子づくり」を体験してみませんか。

◆日程

2月5日(日)

9時30分～15時(予定)

受付…9時～

◆対象

霧島ジオサイトに興味のある人

◆費用

1人1000円(保険料、材料費)

◆定員

25人

◆集合場所

中央公民館前

※散策できる格好で来てください(帽子、手袋、運動靴など)

◆申込締切

1月31日(火曜)

◆申込方法

電話で申し込みください。

◆その他

昼食、飲料は各自持参してください。

●申・問

・小林ジオガイドクラブ
Tel 090・4997・6840
・企画政策課
Tel 23・0456

建設労働者緊急育成支援事業

鉄筋工コース

人手不足が深刻な建設労働者の育成・確保を図るため、離転職者・新卒者・未就職卒業者などを対象として合宿型職業訓練を行います。

◆対象者

建設産業を専門とする県内企業への就職を希望する人

◆定員

5人

◆期間

2月15日(水曜)～3月24日(金曜)

◆場所

宮崎市

◆費用

無料(宿泊費含む)

◆申込締切

2月7日(火曜)

◆申込方法

商工観光課にある所定の用紙に記入の上、ファックスまたは郵送で申してください。申込後、選考により受講者を決めます。

●問

(一財)建設業振興基金
〒880・0867
宮崎市瀬頭2・4・12(一)

(社)宮崎県建築業協会内
Tel 0985・65・5864
Fax 0985・65・5844

小林高等職業訓練校
パソコン教室

小林高等職業訓練校でパソコン基礎を学びませんか。丁寧に指導しますので、初心者の方、基礎から見直したい方など、皆さんぜひお申し込みください。

◆コース・講座日程

①初めてのパソコンインターネット講座
2月20日(月曜)～3月1日(水曜)

②楽しく学べるWord入門講座
3月6日(月曜)～17日(金曜)

③パワーポイント入門講座
3月14日(火曜)～23日(木曜)

※①～②は期間中の月曜、水曜、金曜のみ、③は火曜、木曜のみ開講

◆申込締切

①2月10日(金曜)
②2月24日(金曜)
③3月3日(金曜)

◆時間 9時30分～12時

●問

小林高等職業訓練校
〒880・0867
宮崎市瀬頭2・4・12(一)

◆定員 10人
※5人未満の場合は開講できませんのであらかじめご了承ください

◆その他

詳しくは、小林高等職業訓練校へ問い合わせください。

●問

小林高等職業訓練校
Tel 23・6800

こばやしマルシェ

小林市を中心とした地域の食や体験を一堂に集めたイベント「こばやしマルシェ」を開催します。おいしい旬の農産物、グルメやさまざまなワークショップをお楽しみください。

◆日時

2月12日(日曜)
9時～12時

◆場所

文化会館のエントランス
ホールおよび駐車場

◆参加店舗

約40店舗(予定)

●問

こばやしマルシェ実行委員会事務局(地方創生課内)
Tel 23・1148

お口元気教室

歯や歯ぐき、飲み込みなどの口腔ケアについて、歯科医師と歯科衛生士による指導などを次の内容で開催します。健康と介護予防のために、口腔は非常に重要だと言われていますので、ぜひご参加ください。

- ◆日時 2月23日(木曜) 13時～15時30分 (受付：12時30分)
- ◆場所 八幡原市民総合センター会議室
- ◆内容

歯科検診・口腔ケア講話・口腔ケア体操など

- ◆対象 65歳以上の市内在住の人
- ◆定員 30人
- ◆申込多数の場合は抽選
- ◆参加費 無料
- ◆申込方法 電話で申してください。
- ◆申込締切 2月17日(金曜)
- 申・問 小林市地域包括支援センター TEL 25・0707
- ・のじり地域包括支援センター TEL 44・2271

時間外急病診療電話案内

TEL 23-8212

平日夜間 19時から22時まで
日曜・祝日 9時から12時まで
(日曜・祝日は、原則小児科)

※医療機関を案内するもので、病気に関する相談を受けることはできません。

小児救急医療電話相談

TEL # 8000

365日 19時から翌8時まで

ダイヤル回線からは

TEL 0985-35-8855

※明らかに緊急を要する急病の場合は、119番をご利用ください。

募集

労働相談週間

県労働委員会では、労働者と使用者の間に生じた職場のトラブル(パワハラ、賃金未払い、解雇など)について、随時、秘密厳守・無料で相談に応じています。次の期間は、労働相談週間として、平日夜間および土曜・日曜も相談を受け付けます。職場でのちょっとした疑問など、労働問題のことなら何でも結構ですので、気軽に相談ください。

◆相談方法 電話、面談、ファックス、インターネット相談フォームで相談ください。

・相談専用「働くあんしんサポートダイヤル」
TEL 0985・26・7538
Fax 0985・20・2715
・インターネット相談フォーム
<https://shinsei.pref.miyazaki.lg.jp/STOWP21Z>

◆日時 2月13日(月曜)～19日(日曜) 平日：8時30分～20時 土・日：9時～17時

※土・日に面談を希望する場合は、事前に電話連絡ください

◆対象者 県内事業所に勤務する労働者および使用者

- ◆場所 宮崎県労働委員会事務局 (県庁3号館6階)
- 問 宮崎県労働委員会事務局 TEL 0985・26・7262

小規模特認校制度

小規模特認校制度とは、一定の条件のもと、小規模校の特性を生かし特定の通学区域外からの転入学を認める制度です。

- ◆対象校(指定校) 幸ヶ丘小学校
- ※複式指導をしています
- ◆転入学条件 本来通学すべき学校が、小林小または三松小の児童・保護者の責任で通学する児童を送迎できること
- ・転入先のPTA活動や学校の指導体制などに全面的に協力できること
- ・1年以上の通年通学ができること

広報紙などの音訳CDを利用しませんか

音訳ボランティア団体「小林朗読友の会」では、視覚障がい者の方へ「広報こばやし」、「おしらせ」、「はなみずき(議会だより)」などを音訳したCDを制作し、郵送しています。

家族、知人、友人で視覚障がい者の方がいましたらCDの利用を勧めていただき、お気軽にご連絡ください。

●問・社会福祉協議会 TEL 23-3466

- ◆申請方法 所定の申込書を学校教育課に提出ください。
- ◆申請書配付場所 学校教育課
- ◆申請締切 2月10日(金曜)
- 問 学校教育課 TEL 23・0424